



島根県報

令和4年10月7日(金)

号外第117号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第665号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 10 月 7 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	玉湯吾妻山線	雲南市大東町大東下分10番1地先から同町大東1952番1地先まで	メートル 70.47	令和4年 10月7日	雲南県土整備事務所	
〃	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町都万下松坂6415番4地先から同町都万越道6204番1地先まで	233.70	令和4年 10月7日	隠岐支庁県土整備局	